

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

処分庁は、請求人による障害者加算の保護申請に対し、国民年金証書及び精神障害者保健福祉手帳のみによって障害の等級を認定するのではなく、障害者加算及び家族介護料の適否について保護実施機関として認定を行うべきであった。

請求人は、「〇〇症候群による体動困難・外出困難となっているため通学・就業が不可能」といった診断を受けており、同症候群による骨の脆化のため2021年12月に腰椎骨折して予後不良であり、常時発熱状態と全身の皮膚の炎症に悩まされ、全身の倦怠感が強く、終日自宅ではぼ寝たきりの状態である。食事も寝た状態で取り、着替えや移動は介助なしでは不可能であり、入浴はできずウェットティッシュで身体を拭くのみである。上記疾病のために頻繁に下痢をするが、用便を便器にすることができず、終わった後に母が掃除している。

また、請求人は〇〇症、〇〇症により障害年金2級と裁定され、自己管理の困難や不安・抑うつの高まりが指摘されており、日常生活に

おける身の回りのことも多くの援助が必要であると診断されている。

上記のような請求人の状況に照らせば国民年金法施行令別表の9号ないし11号に該当し、家族介護料加算を行わなければならない。本件処分は、請求人の現在の健康状態について具体的に検討した形跡が見られず、嘱託医に身体の状態について確認もしていないため、手続上の瑕疵がある。

現在の請求人の健康状態について検討した資料の提示を求める（行政不服審査法33条）。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過         |
|------------|--------------|
| 令和6年 7月11日 | 諮問           |
| 令和6年 7月16日 | 請求人から主張書面の提出 |
| 令和6年 9月17日 | 審議（第92回第3部会） |
| 令和6年10月15日 | 審議（第93回第3部会） |
| 令和6年11月18日 | 審議（第94回第3部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性、種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてい

る。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助（1号）等を定めている。

(2) 障害者加算（家族介護料）

ア 法令

法 1 2 条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を定めている。

保護基準は、別表第 1 生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、障害者加算を定める第 2 章・2 は、(1)のア及びイにおいて加算額を、(2)において(1)のア及びイの障害者加算の対象者を定めるほか、(4)に掲げる者については(1)の加算額とは別に 1 2, 7 6 0 円（令和 5 年度の場合）を算定するものとしている（以下、保護基準別表第 1・第 2 章・2・(2)・アの加算を「障害者加算ア」と、同・(4)の加算を「家族介護料」という。(2)及び(4)は次のとおりである（保護基準別表第 1・第 2 章・2）。

「(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 8 4 号）別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）ただし、アに該当する者を除く。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に 1 2, 7 6

0円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合（以下略）」

#### イ 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととする。

また、同・(イ)は、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととする。

#### ウ 保護課長通知

「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）は、障害者加算等の認定についての留意点を通知するもので、その1から3までは、おおむね次の(ア)から(ウ)までのとおりである。

(ア) 保護における各種加算の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっけて行うべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、(ウ)により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

(イ) 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差しつかえないこと。

(ウ) 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医

師の診断により認定を行うこと。

### (3) 局長通知等の位置付け

局長通知及び保護課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

処分庁は、家族介護料を求める本件申請について、請求人が障害者加算における障害の程度の判定を行う基礎となる書類（本件国民年金証書及び精神障害者保健福祉手帳）を有しており、これらの書類から請求人は障害者加算イに該当すると認定されていて、障害者加算アに該当しないことを理由として、却下した。

家族介護料を算定する対象について、保護基準別表第1・第2章・2・(4)は、障害者加算アに該当する障害のある者を要件とし（1・(2)・ア）、障害者加算について定める局長通知第7・2・(2)・エが、障害の程度の判定は、(ア)原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととし、(イ)これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととしていることからすれば（同・イ）、処分庁が、本件国民年金証書により請求人が障害者加算イに認定されていることをもって、請求人が障害者加算アに該当せず、家族介護料の要件を満たさないと判断し、本件申請を却下したことは、上記法令等の定めに従って適正になされたものである。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、処分庁は、本件申請に対し、本件国民年金証書及び精神障害者保健福祉手帳のみによって障害の等級を認定するのではなく、保護実施機関として請求人の障害の認定を行うべきであった旨を主張する。

しかし、処分庁は、本件申請の時点において把握した本件国民年金証書の記載により、家族介護料が認められないと判断したのであり、このような処分庁の判断が法令等の定めに従って不合理な点のないことは、上記2で述べたとおりである。

なお、請求人は、行政不服審査法33条に基づき、物件（処分庁が現在の請求人の健康状態について検討した資料）の提出を求めたが、審理員は、本件処分の審理に必要ないとして、これを認めなかった。

本件処分をするに当たって処分庁が用いた資料については、弁明書及び添付資料から明らかであるから、審理員による審理手続に違法又は不当な点はなかったというべきである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子